

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市飛鳥井学園の項に次の1号を加える。

(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）

別表第1京都市桂授産園の項中「就労移行支援」を
「
(1) 就労移行支援
(2) 就労定着支援
」
に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)